

行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年9月1日～令和10年8月31日までの5年間

2. 内容

目標：育児休業取得率 100%及び1箇月以上の育休取得

育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備・制度の周知。

男性：子育て目的の休暇の取得促進。

女性：妊娠中および出産後における配慮。

<対策>

1. 令和5年 9月～ 法に基づく諸制度の調査、規程の整備
2. 令和5年 10月～ 雇用環境の現状の把握、検討開始
3. 令和5年 11月～ 制度の周知、情報の提供、相談体制の整備
4. 令和5年 11月～ 育児休業中における待遇および育児休業後における賃金、配置
その他の労働条件に関する事項の周知